

規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―二―一

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二―九）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「合算した額」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第三項及び第四項中「次の各号に掲げる職員」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第五条第二項中「合計額に、」を「合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる職員」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第六条第二項中「新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に職員以外の地方公務員等（条例第十一条第三項に規定する職員以外の地方公務員等をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとす。」を「次に掲げる職員とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に、職員以外の地方公務員等（条例第十一条第三項に規定する職員以外の地方公務員等をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は法第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項の規定による採用（法の規

定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十二條の三第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

四 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第十二條の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第六條第三項第一号中「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」を加え、「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「前項」を「前項第二号」に、「公署が」を「公署が、」に改め、同項第一号及び第三号中「給料表の適用を受けることとなつた日」の下に「又は法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定による採用をされた日」を加え、同条に次の三号を加える。

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

(施行期日)

第一條 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第二条 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。次条第一項において「令和四年改正条例」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次項及び次条において同じ。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第二項から第四項まで並びに第五条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の規則第六条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の項において同じ。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の項において同じ。）又は第七条第一項若しくは第三項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号中「法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条 改正後の規則第六条第二項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則

第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定（以下この条において「法第二十二條の四第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則第六条第二項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則第六条第二項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第十二條の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。